

福岡県有明海区共同漁業権

1

- (1) 免許番号 有共第1号
- (2) 漁業権者 福岡有明海漁業協同組合連合会
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	しおふき漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	はいがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あげまき漁業	〃
〃	うみたけ漁業	〃
〃	からすがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くまさるぼう漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	いそぎんちやく漁業	〃
〃	餌むし漁業	〃
第二種共同漁業	あみもじ網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くもで網漁業	〃
〃	待網漁業（繁網、手押網を含む。）	〃
〃	三尺網漁業	〃
〃	かにかご漁業	〃
〃	いかかご漁業	〃
〃	むつごろうけ漁業	〃
〃	あなごかご漁業（筌を使用するものを含む。）	〃

”	うなぎかご漁業（筥を使用するものを含む。）	”
---	-----------------------	---

イ 漁場の位置 筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先（有明海）

ウ 漁場の区域 次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び川岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。

港湾及び河川名	区 域
三池港	築港内
沖端川	柳川市中町、出ノ橋の下流端の線から上流
塩塚川	柳川市大和町、番所橋の下流端の線から上流
矢部川	柳川市大和町、浦島橋の下流端の線から上流
堂面川	大牟田市大字手鎌、新堂面橋の下流端の線から上流
大牟田川	河口の線から上流
諏訪川	河口の線から上流

基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱

(イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点

(ロ) (イ)から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ハ) (ニ)から真方位150度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線上2, 317メートルの点

(4) 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市

(5) 制限又は条件

ア 三尺網漁業

(イ) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(ロ) 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2

- (1) 免許番号 有共第2号
- (2) 漁業権者 三里漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	〃
〃	しおふき漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	にし漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	からすがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	くまさるぼう漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	餌むし漁業	〃
第二種共同漁業	あみもじ網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	待網漁業（繁網、手押網を含む。）	〃
〃	三尺網漁業	〃
〃	かにかご漁業	〃
〃	いかかご漁業	〃
〃	あなごかご漁業（筌を使用するものを含む。）	〃
〃	うなぎかご漁業（筌を使用するものを含む。）	〃

イ 漁場の位置 大牟田市四山町地先

ウ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱

(イ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線と最大高潮時海岸線との交わる点

(ロ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を

見通した線と、(ハ)から真方位330度の線との交わる点

(ハ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ5度30分、2,272メートルの点

(4) 関係地区 大牟田市臼井新町、同沖田町、同勝立、同上屋敷町、同神田町、同北磯町、同草木、同久福木、同合成町、同小浜町、同桜町、同汐屋町、同白銀、同白金町、同不知火町、同新地町、同諏訪町、同早米来町、同高砂町、同橘、同千代町、同手鎌、同天神町、同天領町、同唐船、同中島町、同中白川町、同長溝町、同浪花町、同日出町、同平原町、同船津町、同馬込町、同三池、同三川町、同岬、同三里町、同南船津町、同宮崎、同明治町、同山下町及び同吉野

(5) 制限又は条件

ア 三里漁業協同組合以外の大牟田市内の漁業協同組合の組合員で、早米ヶ浦漁業協同組合の解散時に当該漁業協同組合に所属していた者の入漁を拒んではならない。

イ 三尺網漁業

(イ) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(ロ) 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

福岡県有明海区共同漁業権漁場図

